

ア 区職員の動員態勢

修正後

動員態勢		第1非常配備態勢	第2非常配備態勢	第3非常配備態勢	
自動参集	対象者	震度（区内）	5弱	5強	6弱以上
		南海トラフ地震臨時情報	巨大地震警戒	一	—
		本部長	○	○	○
		副本部長	○	○	○
		・本部長室 <ul style="list-style-type: none"> ・常勤監査委員 ・部長 ・会計管理者 ・保健所長 ・教育委員会事務局次長 ・選挙管理委員会事務局長 ・監査委員事務局長 ・区議会事務局長 ・危機管理部各課長 ・本部長が指定する職員 ・本部員付連絡員 ・各部指揮要員（校長含む） 	○	○	○
		・第1非常配備員 <ul style="list-style-type: none"> ・課長補佐 ・各課庶務担当係長 ・副校長 ・施設長 ・危機管理部職員 	○	○	○
		・特別活動員（本部長が指定） （地域班、情報隊、避難所隊、一時滞在施設班、緊急医療救護班、特命機動班（随時指定））	○	○	○
		上記以外の各部で指定された職員 （※1）	—	○	○
		全職員（※1）	—	—	○
		指示参集	対象者	本部長の指令（※安否確認参集システム、継送等による指示） 1 本部長は、必要があると認めるときは、特定の非常配備態勢該当職員又は特定の部・班・課・隊に対してのみ非常配備態勢の指令を発し又は解除する。 2 本部長は、必要があると認めるときは、特定の部・班・課・隊・職員に対して種別の異なる非常配備態勢を指令し又は解除する。 3 本部長は、必要があると認めるときは、各部・班・課・隊の人員を増減する。 4 南海トラフ地震等の大規模地震が発生し国として災害緊急事態等対応すべき事案が発生した場合は、状況に対応した非常配備態勢の指令を発する。	

※1 校長・副校長以外の教職員を含む。

ア 区職員の動員態勢

修正前

動員態勢		第1非常配備態勢	第2非常配備態勢	第3非常配備態勢	
自動参集	対象者	震度（区内）	5弱	5弱	6弱以上
		東海地震	注意情報	警戒宣言	—
		本部長	○	○	○
		副本部長	○	○	○
		・本部長室 <ul style="list-style-type: none"> ・常勤監査委員 ・部長 ・会計管理者 ・保健所長 ・教育委員会事務局次長 ・選挙管理委員会事務局長 ・監査委員事務局長 ・区議会事務局長 ・危機管理部各課長 ・本部長が指定する職員 ・本部長付連絡員 ・各部指揮要員（校長含む） 	○	○	○
		・第1非常配備員 <ul style="list-style-type: none"> ・課長補佐 ・各課庶務担当係長 ・副校長 ・危機管理部職員 	○	○	○
		・特別活動員（本部長が指定） （地域班、情報隊、避難所隊、一時滞在施設班、緊急医療救護班、特命機動班（随時指定））	○	○	○
		・施設長 ・上記以外の全ての男性職員（※1）	—	○	○
		上記以外の全ての女性職員（※2）	—	—	○
		指示参集	対象者	指示があった職員	<p>本部長の指令（※安否確認参集システム、継送等による指示）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 本部長は、必要があると認めるときは、特定の非常配備態勢該当職員又は特定の部・班・課・隊に対してのみ非常配備態勢の指令を発し又は解除する。 2 本部長は、必要があると認めるときは、特定の部・班・課・隊・職員に対して種別の異なる非常配備態勢を指令し又は解除する。 3 本部長は、必要があると認めるときは、各部・班・課・隊の人員を増減する。 4 東南海・南海トラフ地震等の大規模地震が発生し国として災害緊急事態等対応すべき事案が発生した場合は、状況に対応した非常配備態勢の指令を発する。

※1 校長・副校長以外の男性教職員を含む。

※2 校長・副校長以外の女性教職員を含む。